

平成 28 年 9 月 6 日  
事 務 連 絡

都道府県・市区町村  
政令指定都市 水循環担当部局 御中  
国の地方支分部局

## 平成 28 年度 水循環に関する計画等の情報提供への協力をお願い

内閣官房水循環政策本部事務局

政府は平成 27 年 7 月、水循環基本法（平成 26 年法律第 16 号）に基づき、水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進することを目的に、水循環基本計画を策定しました。本基本計画では、流域の総合的かつ一体的な管理の基本方針等を流域ごとに流域水循環計画として策定し、「流域マネジメント」を推進することとしています。

これを受け、内閣官房水循環政策本部事務局（以下「水循環事務局」という。）では、地域における流域マネジメントの取組を推進するため、流域マネジメントの基本的な考え方をわかりやすく解説した手引きや先進的な取組を紹介した事例集を平成 28 年 4 月に公表したところです。

これらに加え、今般、地域における流域マネジメントの活動の状況を把握するとともに、更なる普及と活動の活性化を図ることを目的として、水循環基本計画に基づく「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等を計画策定の中心的役割を担う公的機関から情報提供いただくことといたしましたので積極的に情報提供いただきたいと考えております。

なお、情報提供いただいた計画等については、水循環事務局において流域水循環計画として該当するか確認を行った上で、「流域水循環計画」として位置付け、情報提供いただいた公的機関に公表方法についての確認を行った後に、流域水循環計画として公表することを予定しております。

また、流域水循環計画の策定に向けた情報提供などの支援を行うことを目的に、流域水循環計画の策定などの活動を実施もしくは予定している地域の公的機関、事業者、団体、住民等から構成される協議会等（以下「流域水循環協議会」という。）の設置状況についても把握したいと考えております。つきましては、このような協議会等がございましたら、併せて積極的に情報提供いただきますようお願い致します。

## 記

### 1. 情報提供の方法について

別添「水循環に関する計画等の情報提供及びその公表に関する要領」に基づき情報提供いただきますようお願い致します。

### 2. 都道府県担当部局を通じた市区町村（政令市を除く。以下同じ）に対する送付のお願い

今回の情報提供への協力のお願いは、市区町村<sup>(※1)</sup>も対象としておりますが、水循環事務局から市区町村には直接送付しておりません。

都道府県の担当部局におかれましては、大変お手数ですが、各都道府県内の市区町村の水循環担当部局に対し、事務連絡の電子データ等を送付いただきますようご協力お願い申し上げます。

なお、市区町村からの問合せ及び情報提供は、水循環事務局に直接していただくことを基本<sup>(※2)</sup>としております。

(※1) 区は特別区のみ。

(※2) 都道府県のご判断で、都道府県経由での提出でも差し支えありません。

### 3. 市区町村の送付先リストについて

上記2.により、都道府県から市区町村担当者に事務連絡を送付いただいた際の送付先（水循環担当部局）のリストについて、支障ない範囲で、水循環事務局と共有していただけますよう、ご協力お願いします。リストは、水循環事務局において今回の情報提供に係る連絡の必要がある場合に、担当者様に直接連絡させていただきます際に使用いたします。

### 4. 情報提供の期限について

今回の情報提供については、以下の2回の締め切りとしております。

第1回×切：平成28年11月30日（水）

第2回×切：平成29年2月28日（火）

### 5. 情報提供・問合せ先

担当者：内閣官房水循環政策本部事務局 正木、東郷、石黒

住所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎3号館

電話：03-5253-8389（直通） F A X：03-5253-1582

E-mail：masaki-t2cz@mlit.go.jp、togo-t249@mlit.go.jp

ishiguro-j2ui@mlit.go.jp

※ メールにて情報提供または問合せいただく際には、上記3名にお問い合わせください。

## 国の地方支分部局 発送先一覧

### 【農地・農村関係】(9箇所)

農林水産省 東北農政局 農村振興部 設計課  
 農林水産省 関東農政局 農村振興部 設計課  
 農林水産省 北陸農政局 農村振興部 設計課  
 農林水産省 東海農政局 農村振興部 設計課  
 農林水産省 近畿農政局 農村振興部 設計課  
 農林水産省 中国・四国農政局 農村振興部 設計課  
 農林水産省 九州農政局 農村振興部 設計課  
 内閣府 沖縄総合事務局 農林水産部 農村振興課  
 国土交通省 北海道開発局 農業水産部 農業振興課

### 【森林関係】(7箇所)

林野庁 北海道森林管理局 計画課  
 林野庁 東北森林管理局 計画課  
 林野庁 関東森林管理局 計画課  
 林野庁 中部森林管理局 計画課  
 林野庁 近畿中国森林管理局 計画課  
 林野庁 四国森林管理局 計画課  
 林野庁 九州森林管理局 計画課

### 【工業用水関係】(9箇所)

経済産業省 北海道経済産業局 産業部 産業立地室  
 経済産業省 東北経済産業局 産業部 産業振興課  
 経済産業省 関東経済産業局 地域経済部 企業立地支援課  
 経済産業省 中部経済産業局 地域経済部 地域振興課  
 経済産業省 近畿経済産業局 産業部 産業振興室  
 経済産業省 中国経済産業局 産業部 産業振興課  
 経済産業省 四国経済産業局 産業部 産業振興課  
 経済産業省 九州経済産業局 産業部 産業課  
 経済産業省 沖縄総合事務局 経済産業部 企画振興課

### 【河川関係】(10箇所)

国土交通省 北海道開発局 建設部 河川計画課  
 国土交通省 東北地方整備局 河川部 河川計画課  
 国土交通省 関東地方整備局 河川部 河川計画課

国土交通省 北陸地方整備局 河川部 河川計画課  
国土交通省 中部地方整備局 河川部 河川計画課  
国土交通省 近畿地方整備局 河川部 河川計画課  
国土交通省 中国地方整備局 河川部 河川計画課  
国土交通省 四国地方整備局 河川部 河川計画課  
国土交通省 九州地方整備局 河川部 河川計画課  
国土交通省 沖縄総合事務局 開発建設部 河川課

【下水道関係】(10箇所)

国土交通省 北海道開発局 事業振興部 都市住宅課  
国土交通省 東北地方整備局 建政部 都市・住宅整備課  
国土交通省 関東地方整備局 建政部 都市整備課  
国土交通省 北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課  
国土交通省 中部地方整備局 建政部 都市整備課  
国土交通省 近畿地方整備局 建政部 都市整備課  
国土交通省 中国地方整備局 建政部 住宅・都市整備課  
国土交通省 四国地方整備局 建政部 都市・住宅整備課  
国土交通省 九州地方整備局 建政部 都市・住宅整備課  
国土交通省 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課

【環境関係】(6箇所)

環境省 北海道地方環境事務所 総務課  
環境省 東北地方環境事務所 総務課  
環境省 関東地方環境事務所 総務課  
環境省 近畿地方環境事務所 総務課  
環境省 中国四国地方環境事務所 総務課  
環境省 九州地方環境事務所 総務課

※ なお、水道関係については、厚生労働省 医薬・生活衛生局 生活衛生・食品安全部 水道課より、大臣認可及び知事認可の事業者に対し情報提供。

## 平成 28 年度 水循環に関する計画等の情報提供 及びその公表に関する要領

平成 28 年 9 月 6 日  
内閣官房水循環政策本部事務局

### 1. 水循環に関する計画等の情報提供について

#### (1) 情報提供の主体

計画策定の中心的役割を担う地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）又は国の地方支分部局

#### (2) 情報提供の対象となる計画等

地域における「水循環に関する計画等」は、水系全体を対象とするものから支川などの小流域を対象とするもの、地域の水循環に関する基本的な理念を示したものから水循環における様々な課題（水量・水質の確保、水源の保全と涵養、地下水の保全と利用、生態系の保全、災害対策、災害時や渇水時等の危機管理など）を扱うものまで、様々な種類があります。また、水循環基本計画の策定前より地域において取組を進め策定された計画もあれば、水循環基本計画の策定後に新たに策定した計画もあると考えております。

今回は、全国において策定された様々な「水循環に関する計画等」のうち、事前チェックシート（様式 2 参照）に照らして、「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等を幅広く情報提供していただきたいと考えております。

なお、個別の施策・事業に関する法定計画（地域森林計画、河川整備計画、流域別下水道総合計画等）は、流域水循環計画に該当しないため、情報提供の対象外とします。

#### (3) 情報提供に必要となる資料

情報提供に際しては、計画毎に、（様式 1）および（様式 2）を記入し、③～⑤を参考資料として添付の上、「3. 情報提供・問合せ先」に郵送又はメールで提出をお願い致します。なお、③～⑤については、該当する資料が掲載されているウェブサイトの URL を記載頂いても構いません。

##### ① 「水循環に関する計画等」の情報提供について

（様式 1-①又は様式 1-②）

##### ② 事前チェックシート

（様式 2）

##### ③ 「水循環に関する計画等」の本文

##### ④ 対象とする流域を図示したもの

##### ⑤ 流域において関係する公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携し

て活動していることが分かる資料（例：計画等を策定した組織の設置要綱またはそれに準ずるもの）

（４）情報提供された計画等の取り扱い

- ・ 情報提供された「水循環に関する計画等」は、以下の手順で取り扱います。  
（参考資料 参照）
  - ① 水循環事務局において、流域水循環計画に該当するかの確認を行う。
  - ② 上記①で確認が取れた「水循環に関する計画等」について水循環事務局として、「流域水循環計画」と位置付ける。
  - ③ 上記②で「流域水循環計画」として位置付けた計画の公表方法について、情報提供いただいた公的機関に確認を行う。
  - ④ 上記③で公表することの同意が得られた「流域水循環計画」をウェブサイトで公表する。
  
- ・ 流域水循環計画として位置付けた後も、必要に応じて計画の進捗状況等について確認し、情報提供頂いた内容と齟齬が確認された場合には、流域水循環計画としての位置付けの適否について検討させて頂くことがあります。

（５）その他

- ・ 情報提供に際して質問・相談などありましたら、水循環事務局（３．情報提供・問合せ先に同じ）に事前に問合せください。
  
- ・ 情報提供頂いた計画等を「流域水循環計画」として位置付けるために必要な期間については、情報提供頂いた際に個別にお知らせ致します。

## 2. 水循環に関する協議会等の情報提供について

### (1) 情報提供の主体

水循環に関する協議会等の事務局などを担っている地方公共団体（都道府県、市町村、特別区）又は国の地方支分部局

### (2) 情報提供の対象となる協議会等

水循環基本計画の策定を機に、「流域水循環計画」の策定、又は、既存の「水循環に関する計画」を「流域水循環計画」に改定するなどの取組を行っている協議会等に対し、「流域水循環計画」の策定に資する情報提供などの支援を行いたいと考えています。このため、積極的に水循環に関する取組を行っている協議会等について情報提供ください。

### (3) 情報提供に必要となる資料

情報提供に際しては、協議会毎に、(様式3)を記入し、②～⑤を参考資料として添付の上、「3. 情報提供・問合せ先」に郵送又はメールで提出をお願い致します。なお、②～⑤については、該当する資料が掲載されているウェブサイトのURLを記載頂いても構いません。

- ① 「水循環に関する協議会等」の情報提供について (様式3)
- ② 対象とする流域を図示したもの
- ③ 協議会の構成員一覧（地方公共団体、国の地方支分部局、有識者、利害関係者等）
- ④ 情報提供する協議会の設置要綱またはそれに準ずるもの
- ⑤ 水循環に関する計画（※）

※ 作成されている場合のみ。なお、計画等の情報提供をする場合でも別途提出ください。

### (4) 情報提供された協議会等への支援など

- ・ 情報提供された協議会等の内、支援を希望される協議会等に対し、流域水循環計画の策定に向けた情報提供などの支援を行います。
- ・ 情報提供された協議会等については、水循環事務局より活動状況について確認させて頂くことがあります。

### (5) その他

- ・ 情報提供に際して質問・相談などありましたら、水循環事務局（3. 情報提供・問合せ先に同じ）に事前に問合せください。

### 3. 情報提供・問合せ先

担当者：内閣官房水循環政策本部事務局 正木、東郷、石黒

住 所：〒100-8918

東京都千代田区霞が関 2-1-3 中央合同庁舎 3 号館

電 話：03-5253-8389（直通） F A X：03-5253-1582

E-mail：masaki-t2cz@mlit.go.jp

togo-t249@mlit.go.jp

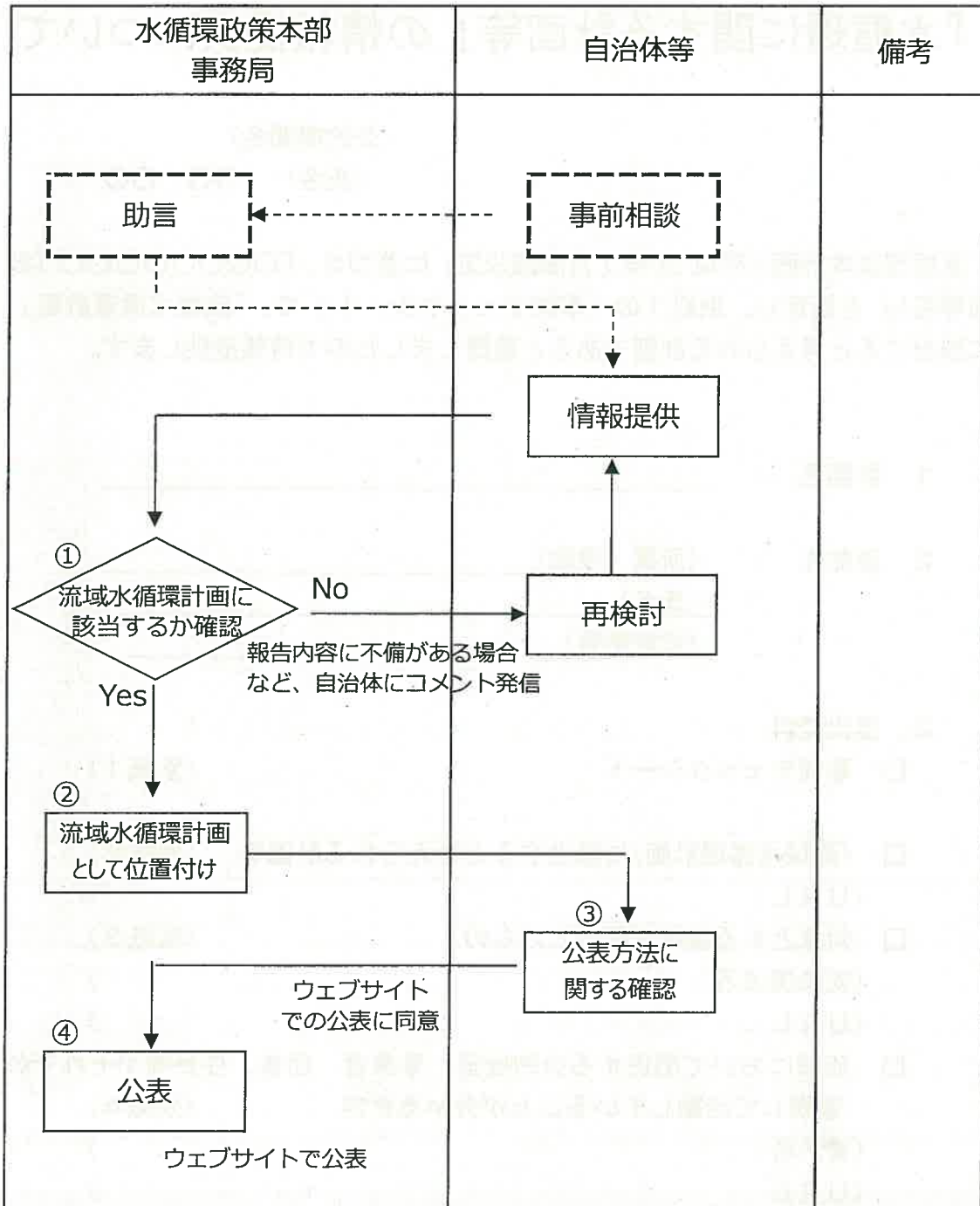
ishiguro-j2ui@mlit.go.jp

※ メールにて情報提供または問合せいただく際には、上記 3 名にお願い致します。



## 流域水循環計画としての確認及び公表の流れ

—————▶ 必要な流れ      - - - - -▶ 必要に応じて行う流れ



水循環基本計画が閣議決定された後に、水循環基本計画に基づき新規で作成された計画等を情報提供する場合の様式

(様式 1 - ①)

平成 年 月 日

内閣官房水循環政策本部事務局 担当者 宛

## 「水循環に関する計画等」の情報提供について

(公的機関名)

(氏名) ○○ ○○

水循環基本計画（平成 27 年 7 月閣議決定）に基づき、「○○○○○○○○○○（計画等名）」を策定し、別紙 1 の「事前チェックシート」で、「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画であると確認しましたので情報提供します。

1. 計画名 : \_\_\_\_\_

2. 連絡先 : \_\_\_\_\_  
(所属・役職)  
\_\_\_\_\_ (氏名)  
\_\_\_\_\_ (電話番号)

### 3. 提出資料

- 事前チェックシート (別紙 1)
- 「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等 (別紙 2)  
(URL : \_\_\_\_\_)
- 対象とする流域を図示したもの (別紙 3)  
(対象流域名 : \_\_\_\_\_)  
(URL : \_\_\_\_\_)
- 流域において関係する公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動していることが分かる資料 (別紙 4)  
(資料名 : \_\_\_\_\_)  
(URL : \_\_\_\_\_)

※ 提出資料について□をチェックしてください。

※ 提出資料がウェブサイトに掲載されている場合は、URL を記入してください。

※ 対象流域名は、対象とする流域の呼称を記載してください

水循環基本計画が閣議決定される前に策定されたものであるが、水循環基本計画に示されている流域水循環計画と同趣旨の計画等を情報提供する場合の様式

(様式1-②)

平成 年 月 日

内閣官房水循環政策本部事務局 担当者 宛

## 「水循環に関する計画等」の情報提供について

(公的機関名)

(氏名) ○○ ○○

○年○月に策定した「○○○○○○○○○(計画等名)」について、別紙1の「事前チェックシート」で、水循環基本計画(平成27年7月閣議決定)に記載された「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画であることを確認しましたので情報提供します。

1. 計画名 : \_\_\_\_\_

2. 連絡先 : (所属・役職) \_\_\_\_\_  
(氏名) \_\_\_\_\_  
(電話番号) \_\_\_\_\_

### 3. 提出資料

- 事前チェックシート (別紙1)
- 「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等 (別紙2)  
(URL : \_\_\_\_\_)
- 対象とする流域を図示したもの (別紙3)  
(対象流域 : \_\_\_\_\_)  
(URL : \_\_\_\_\_)
- 流域において関係する公的機関、事業者、団体、住民等がそれぞれ連携して活動していることが分かる資料 (別紙4)  
(資料名 : \_\_\_\_\_)  
(URL : \_\_\_\_\_)

※ 提出資料について□をチェックしてください。

※ 提出資料がウェブサイトに掲載されている場合は、URLを記入してください。

※ 対象流域名は、対象とする流域の呼称を記載してください。

(様式)

1	協議会等の名称	
2	協議会等の構成員の名称 (主要なものでも可)	
3	水系・流域名	
4	該当活動テーマ ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 水の貯留・涵養機能の維持向上をはじめ、水資源の保全に関して多様な主体が連携した取り組み <input type="checkbox"/> 地域の関係者と協力した水循環に関する普及啓発、広報、情報発信の推進
5	協議会等の活動として、特に特徴があると考えられる内容	
6	活動スケジュール (特に平成28年度)	
7	希望する支援内容 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 流域水循環計画の策定に必要なデータ整理 (内容： ) <input type="checkbox"/> 有識者へのヒアリングの実施（もしくは委員会）に関する支援 (内容： ) <input type="checkbox"/> 流域水循環計画の素案検討 (内容： ) <input type="checkbox"/> その他 (内容： )

応募者連絡先 担当者名 :  
所属 :  
TEL :  
E-mail :

添付書類 ①現在策定している水循環に関する計画  
(URL : )  
②協議会設置要綱 ※明文のものを策定している場合のみで結構です。  
(URL : )

(記載例)

1	協議会等の名称	〇〇〇〇協議会 ※協議会を設置していない場合は、公的機関名を記入してください。
2	協議会等の構成員の名称 (主要なものでも可)	〇〇県、〇〇市、〇〇市、〇〇(株)、〇〇大学、NPO法人〇〇ほか ※設置要項参照等の記載でも可
3	水系・流域名	〇〇水系××流域 ※〇〇計画〇ページ、添付図参照等の記載でも可
4	該当活動テーマ ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 水の貯留・涵養機能の維持向上をはじめ、水資源の保全に関して多様な主体が連携した取り組み <input checked="" type="checkbox"/> 地域の関係者と協力した水循環に関する普及啓発、広報、情報発信の推進
5	協議会等の活動として、特に特徴があると考えられる内容	(該当活動テーマに関連し、協議会等の活動として特に他の参考になる特徴があると考えられる取り組みの内容を記載下さい。) ※補足資料があれば添付していただいで結構です。
6	活動スケジュール (特に平成28年度)	平成28年〇月 検討体制発足 平成28年〇月 〇〇協議会開催 (年〇回程度開催予定) 平成〇年〇月 計画の更新 ※協議会・分科会開催、説明会等、現時点で想定している主なスケジュールを記述ください。
7	希望する支援内容 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 流域水循環計画の策定に必要なデータ整理 (内容： ) <input checked="" type="checkbox"/> 有識者へのヒアリングの実施 (もしくは委員会) に関する支援 (内容：水循環における普及啓発、広報、情報発信に関して、有識者等を交えての検討会開催の支援) <input type="checkbox"/> 流域水循環計画の素案検討 (内容： ) <input type="checkbox"/> その他 (内容： )

応募者連絡先 担当者名 : 〇〇 〇〇  
 所属 ×××部×××課  
 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇  
 E-mail abcdef@city.xxx.lg.jp

添付書類 ①現在策定している水循環に関する計画  
 (URL : )  
 ②協議会設置要綱 ※明文のものを策定している場合のみで結構です。  
 (URL : )

## 事前チェックシート

本シートは、全国において策定されている「水循環に関する計画等」が、水循環基本計画（平成27年7月閣議決定）に記載された「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等であるかを確認するためのものである。

確認方法としては、各チェック項目に該当しているか確認し、チェック印（□）に該当する場合はチェックします。

情報提供にあたっては、計画内容等について下記の9つのチェック項目により、「流域水循環計画」に該当するかを事前に確認頂いた上で、記入済みの本チェックシートも併せて提出してください。

### 【必須事項】

「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等であるためには、計画等に記述されている又は合致していることが必要な事項。

### チェック1（公的機関の計画策定への関与）

□ 計画等の策定に際して、公的機関が中心となって、各構成主体（計画等の目的や対象範囲に応じて構成された事業者、団体、住民等）と連携しつつ策定している。

構成員：○○○○（情報提供機関名）、○○○○、○○○○、○○○○、  
.....

### チェック2（流域の課題設定）

□ 「現在・将来の課題」または同趣旨の内容が記述されている。

記載箇所：P〇 〇行目～〇行目

記載内容：○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○.....



**【準必須事項】**

「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等であるためには、計画等に記述されている又は合致していることが必要な事項であるものの、現時点で、該当しない場合においては、今後の設定時期を明記すれば足りる事項。  
(段階的に設定することで可)

**チェック 8** (計画を評価するプロセスの有無)

計画の進捗などについて適切な時期に評価を行うプロセスが組み込まれている。又は、今後、評価プロセスを組み込むことを予定としている。(なお、評価時期を組み込む予定としている場合は、以下に組み込む予定時期を記入してください。)

記載箇所： P O O 行目～O 行目

記載内容： O O O O O O O O O O O O O O O O O O . . . . .

**【地域の実情などに応じ設定する事項】**

「流域水循環計画」に該当すると考えられる計画等であるためには、地域の実情などに応じて設定することが望ましい事項。

**チェック 9** (計画の進捗状況を表す指標)

「健全な水循環の状態や計画の進捗状況を表す指標」が記述されている。又は、今後、地域の実情などに応じて段階的に設定することを予定している。(なお、今後、指標を段階的に設定することを予定としている場合は、以下に指標設定に関する検討プロセスを記入してください。)

記載箇所： P O O 行目～O 行目

記載内容： O O O O O O O O O O O O O O O O O O . . . . .



平成 年 月 日

内閣官房水循環政策本部事務局 担当者 宛

## 「水循環に関する協議会等」の情報提供について

(公的機関名)

(氏名) ○○ ○○

「○○○○○○○○○ (協議会名)」は、水循環基本計画(平成27年7月閣議決定)の策定を機に、流域水循環計画の策定(もしくは改定)に向けた取組を行っております。つきましては、情報提供などの支援を希望しますので協議会の情報を提供いたします。

1. 協議会等名: \_\_\_\_\_

2. 連絡先: (所属・役職) \_\_\_\_\_

(氏名) \_\_\_\_\_

(電話番号) \_\_\_\_\_

### 3. 提出資料

対象とする流域を図示したもの (別紙1)

(対象流域名: \_\_\_\_\_)

(URL: \_\_\_\_\_)

協議会の構成員一覧 (別紙2)

(URL: \_\_\_\_\_)

情報提供する協議会の設置要綱またはそれに準ずるもの (別紙3)

(要綱等名: \_\_\_\_\_)

(URL: \_\_\_\_\_)

水循環に関する計画等 (別紙4)

(計画名: \_\_\_\_\_)

(URL: \_\_\_\_\_)

※ 提出資料について□をチェックしてください。

※ 提出資料がウェブサイトに掲載されている場合は、URLを記入してください。

※ 対象流域名は、対象とする流域の呼称を記載してください。

※ 水循環に関する計画等は、作成されている場合のみ提出してください。なお、計画等の情報提供をしている場合でも別途提出してください

